

第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画策定にかかる国の基本指針

基本指針の概要

	主なポイント	説明（盛り込むべき内容）
1	入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい者等への支援等、地域のニーズへの対応 ・強度行動障がい等を有する障がい者等への支援体制の充実 ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進 ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者等の相談支援業務に関して市における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの県と市との連携の必要性
3	福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定 ・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定 ・一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応 ・地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組
4	障がい児のサービス提供体制の計画的な構築	<ul style="list-style-type: none"> ・市における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する県における広域的見地からの支援 ・地域におけるインクルージョンの推進 ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定
5	発達障がい者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市におけるペアレントトレーニング等、家族に対する支援体制の充実及びペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
6	地域における相談支援体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
7	障がい者等に対する虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
8	地域共生社会の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市による包括的な支援体制の構築の推進
9	障がい福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実 ・県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

	主なポイント	説明（盛り込むべき内容）
10	障がい福祉人材の確保・定着	・ICTや介護ロボットの導入等による事務負担の軽減、業務の効率化や職場環境の整備の推進
11	よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定	・データに基づいた、地域における障がい福祉の状況の正確な把握 ・市内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進
12	障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進	・障がい特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進
13	障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	・障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備